

利益相反管理方針の概要

三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社（以下、「当社」といいます。）は、「利益相反管理方針」を制定し、その概要を以下の通り公表いたします。

1. 目的

「利益相反管理方針」は、お客様の利益を不当に害することがないように、当社又は当社の関係会社等における利益相反を適切に管理することを目的としています。

2. 管理の対象とする利益相反の種類

当社が管理の対象とする「利益相反」の主要な種類は下表のとおりです。

下表において、「お客様と当社又は当社の関係会社等における利益相反」とは、特定の取引に関して、当社又は当社の関係会社等が、お客様に提供する商品・サービス等の対価として享受する経済的利益以外に、お客様の利益と独立した利害関係を有しているために、お客様の利益を不当に害するおそれのある状態をいい、「お客様相互間の利益相反」とは、特定の取引に関して、お客様の利益と、当社又は当社の関係会社等の他のお客様の利益とが相反するために、お客様の利益を不当に害するおそれのある状態をいいます。

	お客様と当社又は関係会社等	お客様と当社又は関係会社等の他のお客様
利害対立型	お客様と当社又は当社の関係会社等の利害が対立する取引	お客様と当社又は当社の関係会社等の他のお客様との利害が対立する取引
競合取引型	お客様と当社又は当社の関係会社等が同一の対象に対して競合する取引	お客様と当社又は当社の関係会社等の他のお客様とが同一の対象に対して競合する取引
情報利用型	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社又は当社の関係会社等が利益を得る取引	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社又は当社の関係会社等の他のお客様が利益を得る取引

3. 利益相反のおそれのある取引（管理対象取引）とその特定方法

当社は、日常的に発生しうる利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下、「管理対象取引」といいます。）として下記の取引について、お客様との取引、当社の取引又は関係会社等間の取引が、管理対象取引に該当するか否かにつき、お客様から得た情報を含め取引に関する情報を元に、営業部門等から独立した統括者において、必要な情報を集約の上、適切に特定いたします。

- (1) お客様の不利益のもと、当社及び/又は当社の関係会社等が利益を得ている状況が存在するおそれがあること
- (2) (1)の状況がお客様との間の契約上又は信義則上の地位に基づく義務に反するおそれがあること

4. 利益相反の管理方法

管理対象取引となった取引については、以下に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることで利益相反の管理を行います。

- (1) お客様への利益相反の恐れがあることを当該お客様へ開示する方法
- (2) 管理対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (3) 管理対象取引及びお客様との取引の一方若しくは双方の条件又は方法を変更する方法
- (4) 管理対象取引又はお客様との取引の一方を中止する方法
- (5) その他の措置

5. 利益相反管理体制

当社では、営業部門からの独立性を有する利益相反管理統括者を設置し、その統括の下、管理対象取引の特定及び管理を一元的に行います。また、研修・教育等を実施し、適切な利益相反管理について役職員に周知・徹底すること等を含め、当社の関係会社等と連携しつつ適切な利益相反管理に必要な体制を整備し、これを定期的に検証いたします。

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社では、当社及び以下に該当する会社の行う取引を管理の対象とします。

- (1) 三井物産株式会社
- (2) 株式会社 LayerX
- (3) SMBC 日興証券株式会社
- (4) 三井住友信託銀行株式会社
- (5) JA 三井リース株式会社
- (6) 株式会社イデラキャピタルマネジメント
- (7) 三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社
- (8) 三井物産リアルティ・マネジメント株式会社
- (9) 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社
- (10) 三井物産インシュアランス株式会社
- (11) 三井物産・イデラパートナーズ株式会社
- (12) 当社の主要株主(※1)の子会社及び関連会社(※2)
- (13) その他、利益相反管理統括者が利益相反管理の観点から管理対象に含める必要があると判断した法人

※1：金融商品取引法第 163 条第 1 項ご参照

※2：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項及び第 5 項ご参照

以上